



公認文化プログラム
Aichi-Nagoya 2026

「 Aichi - Nagoya 2026
公認文化プログラム
マーク使用ガイドライン
」

使用可能期間：2025年1月～2026年12月

はじめに

本ガイドラインは、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」といいます。）が管理する知的財産のうち、組織委員会が認証した事業に使用することを認めた Aichi - Nagoya 2026 公認文化プログラムマーク（以下、「文化プログラムマーク」又は「マーク」といいます。）の使用に関する取扱い基準を説明するものです。

- ・文化プログラムマークは、日本国内では、商標法により保護されています。
- ・認証を受けた事業は文化プログラムマークの他に「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」という名称を使用することができます。

（名称の使用に関しては、別途「Aichi - Nagoya 2026 公認文化プログラム認証ガイドライン」を参照してください。）

- ・名称及びマークは組織委員会の認証を受けた事業以外に使用することはできません。

文化プログラムマーク

文化プログラムマークは、日本語版と英語版の2種類があります。

■ 日本語版

■ 英語版



公認文化プログラム
Aichi-Nagoya 2026



Authorised Cultural Programme
Aichi-Nagoya 2026

デザインコンセプト

「紡ぐ」をキーワードに、人々の文化活動に取り組む熱い心を燃り合わせる、そして文化活動を通しての地域の人々の結びつきを表現し、みんなでひとつのこと（もの）を創り上げていくことをイメージしました。

かたちと色は、アジア競技大会とアジアパラ競技大会のエンブレムデザインに使用されている「グローリーブリッジ」を用いて「紡ぐ」かたちをデザインしました。

このマークを旗印として、さまざまな地域や人々の文化活動を支援していきます。

名称及びマークの使用に関する基本原則

- ・組織委員会が認証した事業にのみ使用してください。
- ・認証を受けた事業が、アジア競技大会やアジアパラ競技大会の一部として実施されるような表現をしないでください。
- ・承認を得た名称及びマークの使用法と異なる目的や態様で使用せず、かつ、名称及びマークを一切修正又は改変しないでください。
- ・名称及びマークを営利目的（商品等の広告や寄付金の募集などを含む。）で使用しないでください。また、名称及びマークを使用する事業で入場料等を設定する場合も、社会通念上、適切な料金設定にしてください。
- ・政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的で使用しないでください。
- ・大会公式パートナーのマーケティング活動を妨げないようにしてください。（例：名称及びマークを使用する事業において、非パートナーのロゴや名称を露出すること等）
- ・名称及びマークの使用に際して、公序良俗に反しないでください。

名称及びマークの使用可能品目

- ・認証を受けた事業に関する下記の品目に対して、名称及びマークを付して使用することができます。但し、使用に際しては組織委員会の確認が必要となりますので、事前にデザイン案を提出していただきます。また、本基準で示した品目以外を制作したい場合は、申請をいただいた上で組織委員会にて個別に可否を判断します。

使用可能品目

ポスター、ニュースリリース、広報誌、ホームページ、PR 関連ツール（タイトル看板、のぼり、懸垂幕、横断幕、チラシ等）

名称及びマーク使用物確認

認証を受けた事業への名称及びマークの使用に際しては、以下フローにて確認を行ってください。

1. 名称及びマークの使用は、使用を希望する事業ごとに、組織委員会が指定するメールアドレス宛てに、使用予定のデザインデータを送付してください。
2. 修正がある場合は、提出されてから 10 営業日以内に、組織委員会よりお電話又はメールにて、連絡をさせていただきます。
3. 名称及びマークの使用にあたっては、組織委員会が指定した条件、その他の指示を遵守しなければなりません。

使用にあたっての主な注意事項

- ・名称及びマークを自己もしくは第三者の商品・サービス等を宣伝すること、認証を受けた事業に寄付金を募るなどの資金調達を目的に使用すること、営利目的で使用することは認められません。
- ・名称及びマークの使用対象は認証を受けた事業のみに限られます。その為、同一団体の事業であっても組織委員会に申請することなく他の事業に名称及びマークを使用することはできません。
- ・名称及びマークの使用にあたっては、組織委員会が指定した条件、その他の指示を遵守するとともに、サイズ、配置、フォント、色調等について、本ガイドラインを遵守する必要があります。

原則として、文化プログラムマークは、以下のマーク及び文字の組合せ、基本色以外での使用は認められません。

基本スタイル

・文化プログラムマークは、背景白地のスペースに配置してください。

日本語版



英語版



基本色指定 (CMYK)

■ C:80% M:85% Y:0% K:0%

■ C:0% M:65% Y:90% K:0%

■ C:20% M:30% Y:100% K:0%

■ C:25% M:100% Y:100% K:0%

■ C:85% M:10% Y:100% K:0%

■ C:0% M:10% Y:80% K:0%

OCA シンボル (CMYK)

■ C:0% M:90% Y:90% K:0%

文字色指定

■ K:100%

基本スタイル (グレースケール)

・印刷またはメディア上の制約により基本色スタイルでの表示ができない場合は、次のとおりグレースケールでの表示が可能です。

日本語版



英語版



基本色指定 (K)

① ■ K:80%

② ■ K:70%

③ ■ K:40%

④ ■ K:90%

⑤ ■ K:65%

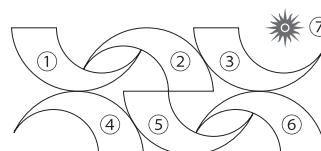
⑥ ■ K:25%

OCA シンボル (K)

⑦ ■ K:70%

文字色指定

■ K:100%



アイソレーション（最小余白領域）

文化プログラムマークを配置する際には、アイソレーション規定を厳守してください。
 アイソレーションエリアを最小の余白として、下に定める最小余白以上の余白を必ず保つようにしてください。
 アイソレーションエリア内には、文化プログラムマーク以外の要素を含めないでください。
 ※基準となる A の長さは「Aichi-Nagoya 2026」の「A」の天地の長さです。

■ 日本語版

■ 英語版



最小使用サイズ

文化プログラムマークを以下の指定サイズ以下では、使用しないでください。

■ 日本語版

■ 英語版



文化プログラムマークは、白地にフルカラーで展開することを基本としています。ただし写真や色のついた背景へは P4 のアイソレーションの基準を必ず守ってください。



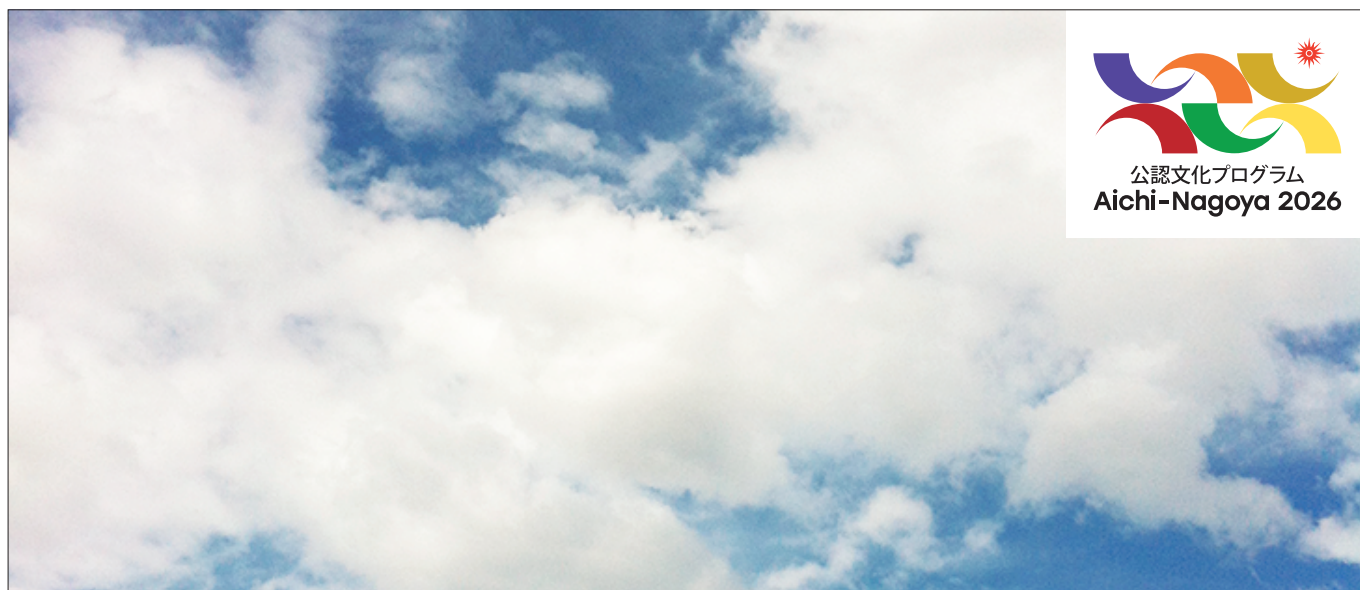
白地にフルカラーで展開することを基本としています。



背景が濃色のカラーの上にフルカラーで表示する場合は、アイソレーションの基準を必ず守ってください。



複雑な背景の上にフルカラーで表示する場合は、アイソレーションの基準を必ず守ってください。



背景が淡色の写真であっても、アイソレーションの基準を必ず守ってください。

文化プログラムマークを表示する上で誤った例を示しています。ここに示すような誤った表示は、公認文化プログラムのブランド価値を損なう原因になります。

縦横比を変更しない。



要素の比率を変更しない。



要素の位置を変更しない。



回転しない。



文化プログラムマークの書体及びそのサイズを変えて使用しない。



文化プログラムマークを表示する上で誤った例を示しています。ここに示すような誤った表示は、公認文化プログラムのブランド価値を損なう原因になります。

指定色以外の色に変更しない。
また、色の組合せを変更しない。



他のデザインの要素を付け足さない。



他のマークと隣接して使用しない。



白地以外の背景を使用しない。また、視認性を保持する為に文化プログラムマークの一部の色を変えて使用しない。



文化プログラムマークを縁取りして使用しない。また、複雑な背景の上に配置しない。

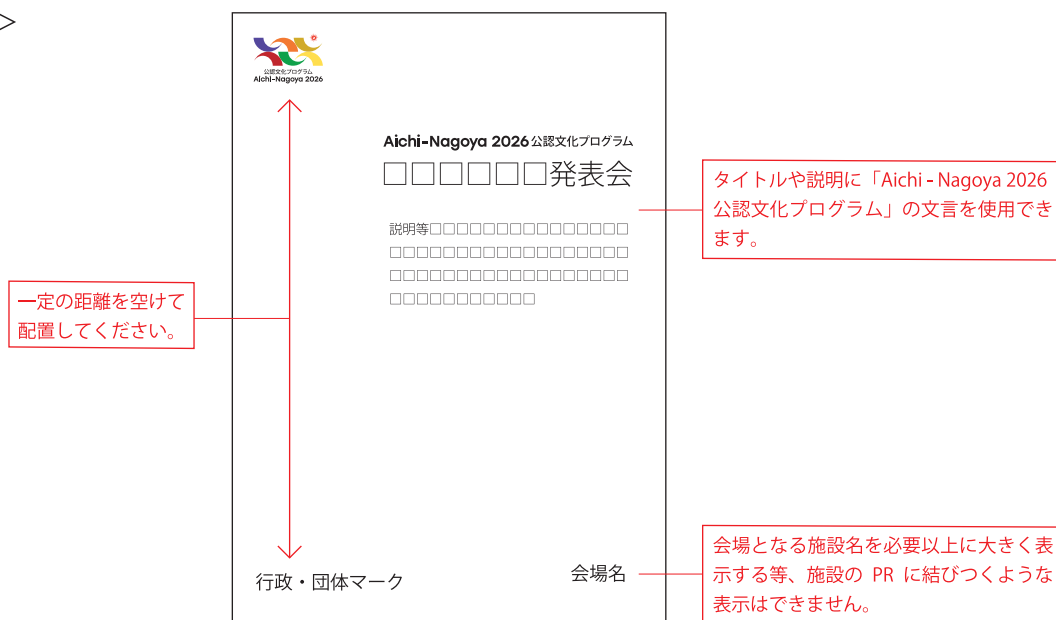


ポスター／チラシ

認証を受けた事業の告知ポスターに、名称及びマークを使用する場合、事業の会場となる施設名を必要以上に大きく表示する等、施設のPRに結びつくような表示はできません。また、会場施設を管理・運営する企業が、名称及びマークを使用することはできません。

名称及びマークは、行政マーク等、組織・団体を表すマークから一定の距離を空けて配置してください。

<ポスター例>



ホームページ

認証を受けた事業に関する準備状況や PR を目的とした記事に、名称及びマークを使用することができます。同一ページに他の記事がある場合には、明確な区分けが必要となります。但し、非パートナーの広告等が入っているページにおいては、名称及びマークを使用することはできません。

<ホームページ例>

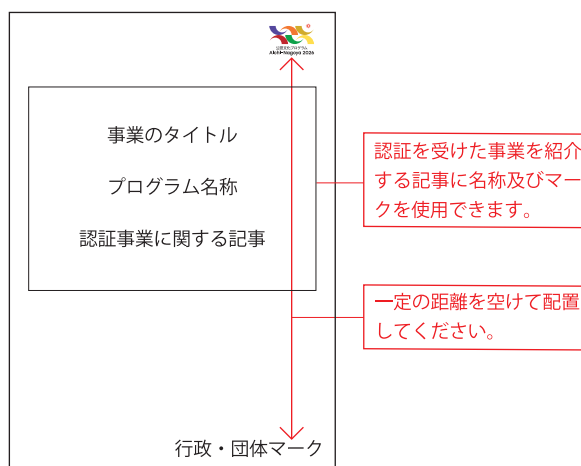


パンフレット／広報誌等

認証を受けた事業のみを紹介するパンフレットやニュースリリース等に、名称及びマークを使用する場合、ヘッダー部分に名称及びマークを使用することができます。その場合、行政マーク等、組織・団体を表すマークから一定の距離を空けて配置してください。

<パンフレット例>

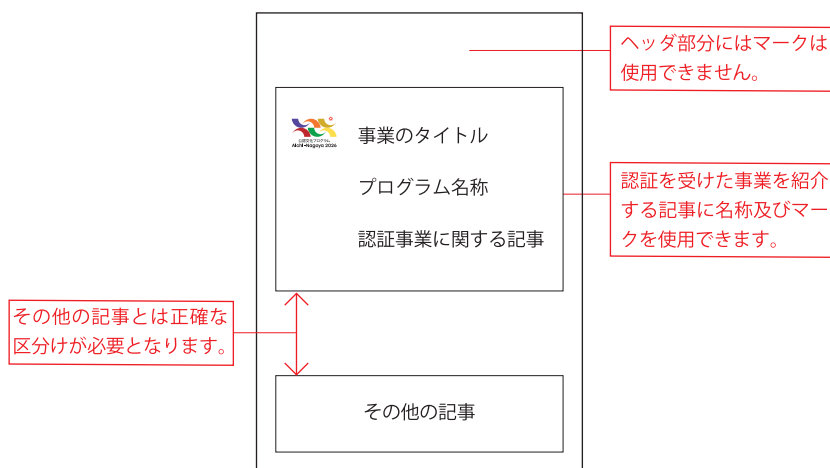
認証を受けた事業のみの場合



他の記事とともに認証を受けた事業を紹介するパンフレットやニュースリリース、広報誌等にマークを使用する場合は、明確な区分けが必要となります。名称及びマークは、認証を受けた事業を紹介する箇所に表示し、ヘッダー等に使用することはできません。

<パンフレット例>

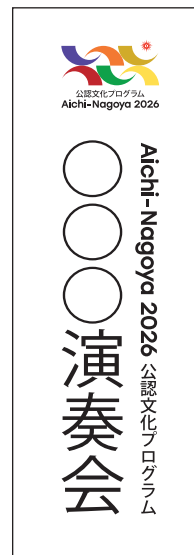
他の記事とともに認証を受けた事業を紹介する、広報誌等にマークを使用する場合



PR 関連ツール

認証を受けた事業を紹介するタイトル看板、のぼり、懸垂幕、横断幕等に名称及びマークを使用できます。但し、大会公式パートナーのマーケティング権利を侵害する場所へは掲出できません。

<横断幕、懸垂幕例>



※PR 関連ツール掲出に関する留意事項

商業施設等営利目的の施設には掲出できません。

商店や商業施設にかからない形で公道等には掲出できます。その場合、別途、道路管理者等への手続きが必要です。

会場施設を管理・運営する企業ののぼり、懸垂幕、横断幕等には、名称及びマークは使用できません。

認証を受けた事業の運営及び PR と関係ない事業との併用表示・掲示はできません。

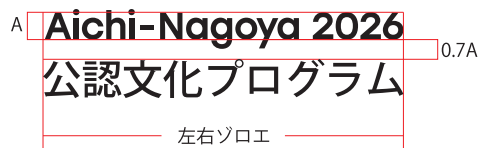
※事業名称のショルダーに使用する名称は、以下の指定に従ってください。

横断幕の場合

1 行の場合



2 行の場合



懸垂幕の場合

1 行の場合



2 行の場合



案内用ダイレクトメール

認証を受けた事業の開催を案内するダイレクトメールに、名称及びマークを使用することができます。ダイレクトメールに認証を受けた事業以外の案内等がある場合には、明確な区分けが必要となります。

会場内で配布するリーフレット等

認証を受けた事業を実施する会場などで来場者向けに配布するリーフレット等に、名称及びマークを使用することができます。リーフレット等に認証を受けた事業以外の内容がある場合には、明確な区分けが必要となります。

報告書等

認証を受けた事業の実施後に主催者が作成する報告書等に、名称及びマークを使用することができます。報告書等に認証を受けた事業以外の内容がある場合には、明確な区分けが必要となります。

申請先

URL：現在調整中

お問い合わせ

公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 式典課

Tel: 052-746-9466 (有料)

受付時間 9:00 ~ 17:00

(※土日祝日・年末年始を除く)

メールアドレス：cul-shinsei@aichi-nagoya2026.org